

リスク対策のパートナーを持とう



アイケー通信

第12号

2023・2

多くの会社（個人事業主も含む）は、様々な経営目標を立ててその実現のために働いています。

それらの目標達成を不確実にする要因として、地震・水害・台風等の自然災害や経営者・従業員の病気やけが、火災や盗難等による資産消滅、その他様々なリスクが想定されます。また、近年では企業ネットワークに侵入されて、ネットバンキングのパスワードを盗み取られ、預貯金を不正に送金されてしまうなど、金銭的害を被るといった「サイバー攻撃」についても注目されています。今回は、これら多様なリスクに適切に対処するため外部パートナー活用について取り上げます。

● リスク想定は「外部」を巻き込んで

実効性のあるリスク対策のポイントは、自社を取り巻く状況から「起こり得る事態」を想定し、その事態が実際に起こった際の対応をしっかりと決めておくことにあります。ただ、現代社会における企業リスクは実に多様であり、自社のみで事態想定をすることには限界があります。そこで、外部パートナーをうまく活用していくことでヌケ、モレのないリスク想定を行いたいところですが、その候補として挙げられるのが「保険代理店」です。

● 保険代理店の「経験」を最大限に活用しよう

保険代理店はその業務の特性上、顧客のさまざまなトラブルと常に向き合っています。

それらの経験は、その代理店の知見として蓄積されており、これを活用しない手はありません。

「当社に関するすべてのリスクを想定した保険提案を」という投げかけをすることで、その代理店が持つ多様な知見を引き出します。もちろん、その代理店が経験したことのないリスクもあると思われませんが、その部分について保険代理店は、あなたの会社の実態や、あなたの気になっていることについて詳細な質問をすることで、リスクを洗い出そうとするでしょう。そのやりとりの過程や出てきた保険提案の内容から、自社で気づかなかったリスクについても明らかにできる可能性があります。

そこで全体の保険提案が出てきたからといって、そのすべてを採用する必要はありません。優先すべきリスク対策から可能な限り採用すると断ったうえで、保険代理店に依頼をすれば無用のトラブルも回避できます。これらの依頼に応じてくれる保険代理店は、契約者を守ろうとする意識が強く、能力も高いところが多いものです。最適な外部パートナーとして保険代理店を積極的に活用してみたいかがでしょうか。



裏面へ続く

インボイス制度始まる

インボイス制度とは消費税（付加価値税）の仕入れ税額控除の方式の一つで、課税事業者が発行するインボイス（請求書など売手が買手へ、正確な適用税率や消費税額等を伝える請求書）に記載された税額のみを控除することができる制度のことである。

2022年10月末時点、OECD加盟国で日本とアメリカのみが国内取引にインボイス制度を一切義務化しておらず、2023年10月1日から、日本でも消費税の仕入れ税額控除方式に対するインボイス制度が随時導入されることで、売上税制度のアメリカ以外の全OECD加盟国が導入することとなっている。ただし、日本もアメリカも国外取引には既に電子インボイスをしており、国際規格「PEPPOL（ペポル、汎欧州オンライン公的調達）」のモノを使用している。

インボイス方式は正確な納税ができる一方で、デジタル化せずにアナログだと事業へ負担が出る。そのため、既にインボイス日本以外のOECD諸国では、ためにインボイスのデジタル拡大している。何故なら片方デジタル化している側が業務取引の双方がデジタル化する恩恵を受けられるためである。

日本はデジタルトランスフォーメーション（DX）が同されやすいが電子化とデジタル化は違う。インボイス制度において、保存義務化とされる「請求に係わる電子データ」が電子インボイスと呼ばれる。発行側が「電子化」しかしてない場合は「デジタル」だった電子データを「紙」「単なる画像データとしてのPDF」へ変換（アナログ化）する無駄を行うために、受け手側がデジタルへ請求記録を再変換する負担が発生する。

適格請求書保存方式という名でインボイス制度が導入される事により、消費税の仕入れ税額控除の要件の1つとして、適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」の保存が必要となる。この適格請求書発行事業者となるには、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」提出し登録を受ける必要がある。

本年10月1日から導入予定ですが、適格請求書発行事業者ではない免税事業者からの仕入れの経過措置地として色々な特例も設けられています。



インボイス制度を導入している事業者負担軽減の化と義務化範囲をの事業者だけでは負担することとなり、ことで業務負担軽減の

る。オーメーション（DX）が同されやすいが電子化と

豆辞典

「適格請求書」とは「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、請求書、納品書などの書類で適格請求書発行事業者が交付したものをいう。